

第 1 章 計画の策定について

1 策定の趣旨

- 本市では、平成 24 年 3 月に「仙台市教育振興基本計画」を策定し、今後 10 年間で目指す教育の姿「人がまちをつくり、まちが人を育む『学びのまち・仙台』」の実現のため、最初の 5 年間で取り組む 5 つの基本的方向を掲げ、教育行政を推進してきた。
- この間、東日本大震災からの復興と共に歩み、被災施設の復旧や学校を中心とした地域総ぐるみで学びを展開する体制づくりが進むなど、目指す教育の姿の実現に向けた成果が現れつつある。
- 一方で、本格的な人口減少社会の到来等といった社会情勢の変化に加え、本市においていじめの問題を背景とした自死事案が発生し最優先に対応しなければならない課題となるなど、本市の教育を取り巻く環境は大きく変容している。
- また、平成 25 年に国の第 2 期教育振興基本計画が策定されたほか、いじめ防止対策推進法が制定されるなど教育制度の見直し等の動きが続いているとともに、平成 27 年 4 月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、同年 12 月には本市の「教育の振興に関する施策の大綱」が策定された。
- このような状況を踏まえ、これまでの取り組みを振り返り、本市が目指す教育の姿の実現に向け、仙台ならではの特色ある施策の重点的な推進など、今後 5 年間の施策の方向性を示す「第 2 期仙台市教育振興基本計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

- 教育基本法第 17 条第 2 項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定。
- 国では、同法第 17 条第 1 項に基づき、今後の教育施策の方向性を示す「第 2 期教育振興基本計画」（計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度）を平成 25 年 6 月に策定。

(2) 本市の関連計画との関係

- 「仙台市基本構想」「仙台市基本計画」に示す教育分野の施策をより具体化する計画として策定。
- 市長と教育委員会との協議を経て、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づき市長において策定された「教育の振興に関する施策の大綱」（平成 27 年 12 月）の内容を尊重して策定。

3 計画の期間

○平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とし、目指す教育の姿の実現に向け、第 1 期を経た次の第 2 期の計画として策定。

第2章 教育をめぐる現状とこれまでの取り組み状況

1 教育をめぐる最近の社会状況

- 全国の人口は、平成 27 年に初めて減少に転じ、「本格的な人口減少社会の到来」が確認された。一方、本市の人口は、震災復興需要等の要因により増加しており、平成 32 年頃まで微増傾向が続き、その後は緩やかな減少局面に転じるものと見込まれている。
- 全国の高齢化率は 2030 年に 3 割を超え、本市でも 2040 年には 3 人に 1 人が高齢者となることを見込まれるなど、本市においても少子高齢化は避けられず、生産年齢人口の減少とともに、経済規模の縮小や税収の減少、社会保障費の増大など、市民生活に様々な影響を及ぼすことが予想される。
- 1人世帯や夫婦のみの世帯の増加により、全国・本市ともに1世帯当たりの人数は減少傾向にあり、このような家族形態の変容は、価値観やライフスタイルの多様化とも相まって、地域における人間関係の希薄化や家庭の教育力の低下などにつながっている。
- 社会経済の高度化・グローバル化による就業形態の変化や長時間労働などにより、経済的な格差や子育て家庭の孤立など、家庭が抱える課題は多様化・複雑化しており、子どもの育ちや学習への影響が懸念されている。
- ICT環境の著しい進展により、本市においても子どもたちの携帯電話やスマートフォンの所持率が急増しており、その結果、無料通信アプリの使用割合も増加するなど、子どもたちのコミュニケーション手段は大きく変化している。ICTを主体的に正しく活用できる能力の重要性はますます高まっており、インターネット上のいじめや犯罪といった情報化の影の部分への対応が求められている。
- 東日本大震災から5年が経過したが、震災が子どもたちの心身の健康状態に影響を及ぼしている可能性が指摘されている。阪神淡路大震災においては、震災から十数年間にわたり児童生徒の心のケアが必要だったとの報告があり、本市においても、児童生徒の成長や発達に沿って、長期的・継続的な心のケアを計画的に行っていく必要がある。
- 震災の記憶が風化しないよう、震災で得た教訓や復興への取り組みを通じて得た貴重な経験を生かしながら、震災体験の有無にかかわらず、すべての市民が災害に対して主体的に対応できる防災意識や防災対応力を高め、震災の教訓や体験を未来の子どもたちに伝えていくことが求められている。
- 平成24年度に発生したいじめの問題を背景として生徒が自らその命を絶つという事案をきっかけに、いじめが全国的な社会問題となり、平成25年6月には「いじめ防

止対策推進法」の成立に至った。本市においても、平成26年にいじめの問題を背景とする自死事案が発生したが、二度とこのようなことが起こらないよう、本市教育行政の最重要課題として再発防止に全力で取り組んでいく必要がある。

2 第1期計画の取り組み状況と課題

○仙台市教育振興基本計画においては、「今後10年間で目指す仙台の教育の姿」を実現するため、前期5年間で実施する取り組みの基本的方向として5つを掲げ、30の分野で施策の展開を図ってきた。

○これらの施策の推進にあたっては、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、PDCAサイクルによる進行管理を行いながら本市の教育活動の向上に取り組んできた。

その取り組み状況の中でも、第2期計画において一層推進が必要な主な課題は次のとおりである。

○基本的方向1 子どもたちの可能性を広げる学校教育を実現する

- ・地域連携の核となる人材の確保・育成・資質向上
- ・小学校から中学校への円滑な移行の効果的な取り組み
- ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底
- ・不登校児童生徒へ計画的支援
- ・食物アレルギーへの適切な対応
- ・望ましい運動習慣・食習慣の形成
- ・障害のある幼児児童生徒への実態に即した支援
- ・学校現場の多忙化解消とさらなる校務効率化
- ・教職員の力量・資質の向上

○基本的方向2 家庭での親と子の学びを応援する

- ・共働き家庭増加に伴う親の学ぶ機会の一層の充実

○基本的方向3 市民一人ひとりの学びの機会と活動を広げる

- ・施設運営を支える職員やボランティアの資質向上
- ・震災を含めた仙台の歴史を未来に受け継ぐ取り組み
- ・情報教育の影の部分への一層の対応

○基本的方向4 人と社会をつなぐ豊かな学びを創出する

- ・大学や企業連携の一層の推進
- ・学校支援地域本部と生涯学習事業の効果的な展開

- 基本的方向5 「学びのまち・仙台」を支える基盤を充実させる
 - ・老朽化した施設の計画的改修
 - ・ICT環境の整備と子どもの情報活用能力の向上

3 国の動向

○国においては、平成25年5月に第2期教育振興基本計画を策定し、国の直面する危機を乗り越え、持続可能で活力のある社会を構築していくための社会の方向性として、「自立・協働・創造」の3つの理念と、これを踏まえた教育行政の方向性として、以下の4つの基本的方向性を示している。

- ・社会を生き抜く力の養成
- ・未来への飛躍を実現する人材の要請
- ・学びのセーフティネットの構築
- ・絆づくりと活力あるコミュニティの形成

○国の教育制度改革については、平成25年1月に閣議決定により設置された「教育再生実行会議」により種々の提言がなされており、それを受け、「いじめ防止対策推進法」の制定や教育委員会制度の見直しなど様々な施策が実施されている。

国会や中央教育審議会で審議中のものを含め、主な教育制度改革の動向は次のとおりである。

- ・いじめ対策の法制化
- ・地方教育行政の権限と責任の明確化のための教育委員会制度の見直し
- ・学習指導要領の改訂（道徳の教科化・小学校英語の教科化等）
- ・小中一貫教育の制度化、フリースクール等学校外教育機会の位置づけ
- ・これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上
- ・チーム学校の在り方
- ・学校と地域の連携・協働
- ・全員参加による課題解決社会の実現

以上のような社会状況や第1期計画の課題、国の動向を踏まえ、第3章において改めて「目指す教育の姿」を示した上で、第4章において今後5年間の取り組みの基本的方向を示す。

第3章 目指す教育の姿

1 育みたい市民の力

- 技術革新の一層の進展等により、今後、産業構造や社会システムのさらなる変化が予想されており、これまで社会を支えてきた考え方や仕組みについても変革が求められるようになってきている。
- 人口構造の変化と併せ、このような時代の大きな転換期にある中で震災が発生し、地域の力を合わせて復旧・復興における困難を乗り越えてきたが、今後も地域として様々な課題の解決が必要となっている。
- このような時代に、市民が輝ける人生を送り、仙台の活力の原動力となるのは、市民一人ひとりの力であり、それらが結集したまちの力である。
- これらを踏まえ、10年間で育む必要な力として第1期計画で掲げた「**時代の変化を受けとめ、未来を切り開いていく力**」は、今後の社会においても変わらず必要となる大事な力であることから、さらに育んでいくため、第2期計画でもこれを継承する。

2 「時代の変化を受けとめ、未来を切り開いていく力」の源となる「育みたい4つの力」

- 「時代の変化を受けとめ、未来を切り開いていく力」の源となるのは、一人ひとりが自分自身を認め、主体的に学び、考え、行動し、人や社会とのつながりの中で生きていく力である。
- これは子どもだけに求められるものではなく、大人にも必要とされる力である。大人も子どもも一生涯を通してこのような力を身に付けることのできる仕組みづくりを進めることが重要である。
- このため、第2期計画においても、次の4つの力を育むことで、市民一人ひとりの「時代の変化を受けとめ、未来を切り開いていく力」をさらに確かなものにしていくことを目指す。

① 自らを認め自らを信じる力

- 「自らを認め自らを信じる力」は意欲ややる気を生み出し、新しい挑戦に踏み出す力となるとともに、他者を認め、社会にかかわる意識を持つ上で前提となるもの。
- 特に本市の子どもたちは、自己肯定感や自己有用感が全国に比べ低い傾向にあり、また、震災時に最も低下したが、現在も震災前までのレベルまで回復していない状況にある。
- 大人が子どもとしっかり向き合うとともに、大人も子どもも楽しさややりがいを感じながら活動し他者とかわることのできる機会をつくり、一人ひとりの力を高めていくことが重要である。

② 自ら学び自ら考える力

- 「自ら学び自ら考える力」は、グローバル化や ICT 環境の著しい進展など、変化の激しい社会においては、特にその必要性を増している。
- 知識を習得し、これを活用して課題を解決する力を高めることや、様々な情報の中から新たな可能性を探求する力を身に付けていくことが望まれる。
- 学校教育においては、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から学習過程を改善し、このような力を一層育むことが求められている。
- 体験型・参加型の学びの機会の拡充や様々な教育資源との連携の推進を図り、豊かな学びの機会を創出していくことが重要である。

③ チャレンジする行動力

- 「チャレンジする行動力」は、様々な目的意識を持ち、自ら学び考えたことを行動につなげていく力であり、厳しい社会状況に直面している中であるからこそ、自分の目標を持ち、未来に向かっていく力が求められている。
- グローバル化が進む多様な社会の中では、広く世界に向けてチャレンジする視野を持つことも望まれる。
- 新たな試みに挑み、失敗に学ぶことも極めて大切であり、このような認識が社会全体に広がるように努めながら、一人ひとりの「チャレンジする行動力」を引き出す取り組みを進めていくことが重要である。

④ 市民として主体的に社会にかかわり共に生きる力

- 「市民として主体的に社会にかかわり共に生きる力」は市民一人ひとりが社会の構成員としての意識を持ち、積極的に社会に参画していく力であり、共に時代の変化を乗り越え、力を合わせて未来を切り開いていくために重要な力である。
- グローバル化や価値観の多様化などが進む中で、年齢、性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、誰もが人間の多様性を尊重し共生する社会の実現が求められている。一方で、人々の規範意識や倫理観、コミュニケーション能力の低下などが指摘されている。
- 社会の構成員として果たすべき責任の意識や、人と人が互いに認め合い、大切にしよう意識を高め、豊かな地域づくりや持続可能な社会づくりを進めていくために、共に生きる社会に主体的にかかわる市民の力を育むこと、それは教育の重要な役割である。

3 目指す「仙台の教育の姿」

- これら 4 つの力を育むためには、人や社会とのかかわりの中で様々な知識を身に付け、経験を積み重ねる学びが重要である。このような学びを充実させるためには、まちそのものを学びの重要な環境・資源としてとらえ、築き上げていくことが必要である。
- 大人も子どもも人や社会とのかかわりの中で学び、自ら考え行動することが自分を生かすことにつながる。一人ひとりの自分を生かした活動はまちに活力をもたらし、活力のあるまちが市民のさらなる学びや活動を支える環境となっていく。
- 多彩な活動と新たな活力が生み出される学びの循環の中で、仙台のまちが持続可能な発展を遂げていくことができる。
- このようなまちを築くため、「**人がまちをつくり、まちが人を育む『学びのまち・仙台』**」を目指す。

4 「学びのまち・仙台」を実現するための3つの目標

①学校・家庭・地域が総ぐるみで子どもの教育を展開する

- 子どもに対するより良い教育のためには、学校だけではなく、家庭、地域が、子どもへの理解に努め、成長を意識しながら自らの役割と責任を果たすことが求められている。
- 相互の連携・協力の推進を図り、家庭や地域も学びの活動を支え、子どもがいろいろな人に接し、経験を積み重ね、考えることに楽しみを感じながら育つことのできる豊かな環境を創り出すことが必要である。
- 大人にとっても、子どもの育ちにかかわり、子どもと共に学ぶことの意味を考えることで、自らの学びの活動のきっかけとなり、自らを生かす契機にもなる。
- 学校・家庭・地域が総ぐるみで豊かな学びの環境を創出し、子どものより良い教育の展開を目指す。

②様々な機会・場所で自発的に学び続けることができる環境を整える

- 市民の価値観とライフスタイルの多様化や、高齢化が進展する中では、市民の楽しみや生きがいにもつながる多様な学びの機会が求められている。
- 変化の激しい社会においては、学校を卒業した後も絶えず新たな知識・技能を身に付けていく機会が必要である。
- 誰もが等しく学べる多様な学習の機会の提供や市民の主体的な学びへの支援が必要である。

○学びは実践や交流の中で一層充実したものへと発展していくことから、学び合いの環境やステップアップの環境など、学びの場をさらに充実させることが重要である。

○学びの機会や場の充実を図り、自ら学び続けることのできる環境の提供を目指す。

③楽しさや生きがいを実感しながら学びの成果を社会の中で発揮できる仕組みを形づくる

○学ぶ楽しみを感じ、さらにその成果を社会の中で幅広く活用し、何かに役立てていくことができれば、学ぶ楽しみもやりがいもさらに大きく膨らみ、生きがいづくりや自己実現につながっていく。

○市民が自らの能力や学んだ成果を社会の中で発揮することが可能となる仕組みづくりが重要となっている。

○また、学びを通じた多くの人との交流により、市民の学びをより豊かなものにすることも必要である。

○学びの成果が社会の中で発揮され、市民一人ひとりがいきいきと活躍するまちを目指す。

第4章 取り組みの基本的方向

第3章に掲げた目指す教育の姿の実現に向け、次の考え方に沿って取り組みの基本的方向を4つに分類するとともに、この中で重点的に推進する特色ある取り組みを選び抜き「仙台カラー」とする。

(4つの基本的方向の分類の考え方)

- 「時代の変化を受けとめ、未来を切り開いていく力」を育み、身に付けていくためには、子どもの時から、将来を見据えながらその育ちに応じた学びを充実させていく必要がある。
⇒『学校教育』に関する方向性
- さらに、生涯を通じた主体的な学びを継続し、その成果を発揮することにより、豊かな人生へとつながるとともに、多様な活動と活力が生み出される契機となる。
⇒『生涯学習』に関する方向性
- 子どもから大人まで生涯にわたる学びは、学校を始めとする様々な教育資源とともに家庭や各種地域資源との連携・協働により支えられているものであり、さらには、次の学びを支える地域づくり・人づくりへと循環していく。
⇒『地域・家庭』に関する方向性
- 学びを取り巻く時代の変化を受けとめ、先を見据えながら、こうした学びと学びの循環を支える土台をより確かなものとし、充実させていく必要がある。
⇒『教育環境』に関する方向性
- 本市における新たな課題への的確な対応やこれまで積み重ねてきた特色ある取り組みを重点的に推進してこそ、各取り組みの方向性を充実させていくことができる。
⇒『仙台カラー』

これらの方向性により施策展開を図っていくことで、目指す教育の姿「人がまちをつくり、まちが人を育む『学びのまち・仙台』」を実現していく。

(構成のイメージ)

仙台カラー

「『学びのまち・仙台』の実現に向けた重点的な施策」
～「仙台ならではの」施策の推進～

基本的方向1	学校教育	「心豊かでたくましい子どもを育てる」
基本的方向2	生涯学習	「学びにあふれ交流するまちをつくる」
基本的方向3	地域・家庭	「ともに子どもを育て、豊かな学びをつくる」
基本的方向4	教育環境	「学びを支える確かな土台づくりを進める」

仙台カラー：『学びのまち・仙台』の実現に向けた重点的な施策 ～「仙台ならではの」施策の推進～

- 歴史や伝統、豊かな自然はもとより、大学や企業の集積、市民主体の広範な活動など、仙台の強みとも言える多様な資源を既存の教育資源とともに学びの資源として生かしていくことは、施策全体を通してもちろん大事な視点。
- その中であっても特に、「学びのまち・仙台」の実現に向けた今後5年間における取り組みとしては、本市における新たな課題や社会環境の変化に対応した独自の取り組み並びに本市がこれまで積み重ねてきた特色ある施策をさらに拡充・展開していくことが重要。
- そうした「仙台ならではの」取り組みを、第2期計画において重点的に推進。

(特色と施策)

■本市の課題に対応した取り組み

- ▼心と命を守り育む教育の推進（いじめ防止・自死予防・不登校対策の推進）

■震災を教訓とした取り組み

- ▼防災教育の浸透・震災を風化させない取り組みの推進
(仙台版防災教育の推進, 児童生徒による故郷復興プロジェクト)
- ▼震災後の心のケアの継続

■学校教育における特色ある取り組み

- ▼社会的・職業的自立に必要な態度や能力を育む「自分づくり教育」の推進
(子ども体験プラザ事業, 「たくましく生きる力」育成プログラム, 楽学プロジェクト)
- ▼学力向上に関する独自の取り組みの推進
(標準学力検査・生活学習状況調査, 家庭学習ノート, 科学館学習, 天文台学習)
- ▼体力向上・学校給食に関する独自の取り組みの推進
(トップアスリート派遣による授業支援, 食物アレルギー対応食提供事業)

■仙台の学びを支える多様な人材と資源

- ▼アートによる地域資源の再発掘, 地域人材の育成
(アートメディアを利用した市民力育成事業, アート・ノード・プロジェクト)
- ▼多様な活動を支援するボランティアの育成
(学校支援ボランティア, 学校ボランティア防犯巡視員, 外国人子女等指導協力者, 各社会教育施設ボランティア, 文化財サポーター等)
- ▼多面的な学びの機会を創出する取り組みの推進
(市民センター事業, 社会学級, 仙台・宮城ミュージアムアライアンス, 大学との連携協定)

■学校と地域が子どもを支える取り組み

- ▼地域とともに歩む学校づくりの推進
(学校支援地域本部事業, 協働型学校評価の実施と充実, 放課後子ども教室, 嘱託社会教育主事)

基本的方向1： 学校教育「心豊かでたくましい子どもを育てる」

- 学校は、心身の発達に応じた体系的な教育を行うことによって、子どもたちが生涯を主体的にかつ幸福に生きるための基礎を養う場。
- 従って、幼児期からの成長に沿った切れ目のない教育が大事。
- 学校教育においては、命を大切に自己を認め他者を思いやる「豊かな心」、健康で生き生きと過ごすことができる「健やかな体」、基礎知識から応用力までの「確かな学力」、これら3つをバランスよく育てていくことが必要。
- 子どもや学校を取り巻く地域の力にも支えられながら、多様な教育課題へのきめ細かな対応を進め、学校教育の充実に不断に取り組み、子どもたちの個性を伸ばし、将来社会の中で個人として社会の一員としてたくましく生きる力を身に付けさせる学校教育を実現する。

(ミッションと施策)

■ 未来の創り手となるための力の育成

▼ 社会的・職業的自立に必要な態度や能力の育成（自分づくり教育の推進等）

■ 豊かな心の育成

▼ いじめ防止・自死予防・不登校対策の推進

（いじめ防止対策推進、心の健康教育の推進、スクールカウンセラー配置事業、スクールソーシャルワーカー活用事業等）

▼ 互いを理解し思いやる心を育む取り組みの推進（道徳教育、人権教育の推進等）

■ 健やかな体の育成

▼ 運動能力向上につながる取り組みの推進（児童生徒の体力・運動能力向上推進）

▼ 望ましい生活習慣づくりの推進（学校における食育の推進、学校給食）

■ 確かな学力の育成

▼ 幼児期からの切れ目のない教育の推進

（幼保・小の連携、小中連携の推進、小1生活・学習サポーターの配置、中1ソフトランディングプログラム等）

▼ 基礎的知識の定着・応用力の育成・学習意欲の向上を図る取り組みの推進

（標準学力検査、小学校理科学習の充実等）

▼ 学習が遅れがちな児童生徒など個に応じた指導や支援の充実

（少人数指導の実施、放課後を活用した補充学習の推進等）

■ 震災の教訓を活かした防災力の育成

▼ 防災教育の推進（仙台版防災教育の充実）

▼ 震災の記憶を風化させない取り組みの推進（児童生徒による故郷復興プロジェクト）

■ 多様なニーズに対応した教育の充実

▼ 特別支援教育の充実（就学支援推進事業、特別支援学級指導支援員・特別支援教育指導補助員の配置等）

▼ 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実（外国人子女等指導協力派遣事業）

基本的方向 2 : 生涯学習「学びにあふれ交流するまちをつくる」

- すべての市民が生涯を通じて学び、自己を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、充実した多様な学びの機会を提供するとともに、市民の主体的な学びを支えていくことが求められる。
- 仙台には、多様な社会教育施設があるほか、豊かな自然や歴史、文化・芸術、大学をはじめとする高等教育機関や企業の集積等々、学びの資源が豊富にあるとともに、社会学級や市民センターなどにおける自主的な学びの中から多くの人材が育ち、様々な分野で活躍をしている。
- これらの資源の活用や人材との連携により、市民一人ひとりの学びが深まり、人と人とのつながりが生まれ、まちづくりを支える原動力となってきた。このように、多様な学びを充実させていくことで、その活動を通して新たな出会いや交流、活力が生み出される。
- これらにより、活動の楽しみが膨らんだり、自分が学んだ成果を地域や社会へ還元するなど、何かに役立てることができたりすれば、学ぶ意欲がさらに湧くとともに、交流の輪がより一層大きく広がるという好循環が生まれる。
- 市民一人ひとりの学び、人と社会をつなぐ豊かな学びを広げて、誰もが仙台に住みたい、住み続けたいと思える学びの機会にあふれた魅力あるまちを目指す。

(ミッションと施策)

■人と社会をつなぐ多様な学びの機会の充実

- ▼ライフステージに応じた学びとネットワークづくりの支援（社会学級、若者社会参画型学習推進事業、子ども参画型社会創造支援事業、仙台大志高校科目履修生受け入れ等）
- ▼市民センターにおける地域に根ざした学び・交流の場の提供（市民センター事業（現代的課題講座、地域社会教育推進事業等））

■多様な社会教育施設による多彩な学びの充実

- ▼社会教育施設の機能の充実
（メディアテーク、大倉ふるさとセンター、泉岳自然ふれあい館、歴史民俗資料館、富沢遺跡保存館、縄文の森広場、博物館、科学館、天文台、図書館）

■豊かな資源を活用した学びの提供・魅力の発信

- ▼仙台の歴史や文化の継承と発信（仙台北城跡整備推進事業、文化財普及啓発事業）
- ▼アートによる地域資源の再発掘、地域人材の育成（アート・ノード・プロジェクト）

基本的方向3： 地域・家庭「ともに子どもを育て、豊かな学びをつくる」

- 学校を中心とした「地域」を結びつける主体には、家庭や町内会、PTAのほかにも、企業や市民団体、さらには市民センターや児童館といった施設など多様にあり、このような主体が各々に結び付きを持ちながら「地域」の学びを支えている。
- 学校を中心に、家庭や地域が相互の信頼関係のもと協働して子どもの教育に関わることで、学校だけでは実現できないより豊かな教育活動を創出する。
- 併せて、学校・家庭・地域の連携による子どもの育ちを支える環境づくりなどを通し、人と社会をつなぐ豊かな学びを創出していく。
- また、基本的な生活習慣、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心を身に付けるなど、家庭教育は子どもの成長にとって重要な役割を担うもの。
- しかしながら、都市化の進展や家族構成、親の意識の変化などによる家庭の教育力の低下が指摘されている。
- このため、子育てやしつけなどに関して親が学び考える機会や、親子がコミュニケーションを深め、楽しみながら共に成長するための体験や学びの機会の充実など、家庭での親と子の学びを応援する取り組みを進める。

(ミッションと施策)

■ 地域とともに歩む学校づくりの推進

- ▼ 地域・家庭との連携による学校における課題の解決と学びの充実
(学校支援地域本部事業、放課後子ども教室等)

■ 身近な学校を活用した地域の学びの場の提供

- ▼ 地域に対する学校施設の開放 (学校体育施設開放、学校図書室開放等)

■ 親子のふれあいの場や家庭教育の気づきの場の提供

- ▼ 親子と一緒に学びふれあう機会の充実 (家庭学習ノート、親子食育講座の実施)
- ▼ 親が学ぶ機会の充実 (子育て講座の実施)
- ▼ 親の不安や悩みを解消する取り組みの推進 (子どもの教育に関する相談支援)

■ 地域を支える人づくりと地域づくりへの貢献

- ▼ 地域の学びを支える人材の育成
(住民参画・問題解決型学習推進事業、PTA活動の支援、嘱託社会教育主事)

基本的方向4： 教育環境「学びを支える確かな土台づくりを進める」

- 子どもから大人まで市民が安心して豊かな学びを享受するためには、その学びを取り巻く環境を確かなものに整備していくことが必要。
- そのために、子どもの学び・育ちに大きな影響を持つ教職員がしっかりと子どもに向き合える体制づくりや力量ある教職員の育成を進める。
- 通学路など学校周辺の安全・安心の確保とともに、学校施設の環境整備を進める。
- さらに、時代の要請に応えられるよう、学校教育における ICT 環境整備を進める。
- 併せて、社会教育施設などの学びの環境の質を高め、充実させていく。
- また、教育機会の均等な確保を図る学びのセーフティネットを充実させる。

(ミッションと施策)

■教職員がより子どもに向き合える体制づくり

- ▼教職員の多忙化解消の推進
(校務支援システム導入等)

■教員の資質向上と即戦力となる教員の採用・育成

- ▼教員の資質・力量向上の取り組みの推進
(教員の授業力向上のための研修、教科指導エキスパートの派遣等)
- ▼求める教員像に即した人材の確保 (仙台市教員採用選考事業)

■子どもたちの安全・安心の確保

- ▼学校内や通学路における巡視 (学校防犯巡視員派遣、学校ボランティア防犯巡視員)

■安全安心な学びの場の提供

- ▼学校・社会教育施設の長寿命化や適正な保全・更新 (学校教育施設整備事業等)

■ICT環境の充実

- ▼ICT教育を進めるための基盤の適切な整備 (学校におけるICT環境整備)

■学びのセーフティネットの充実

- ▼教育を受ける機会の均等な確保 (就学援助事業等)

第5章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

- 本計画の推進のために推進する施策については、定期的な点検と、その結果のフィードバックによる進行管理を行う。
- 施策の点検には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(「点検・評価」)」を活用し、成果目標や関連する指標を設定することで効果的な推進を図る。

2 多様な主体との連携・協働の推進

- 施策の円滑な推進には、子育て・福祉・まちづくり・市民協働・環境・経済など、多岐にわたる分野との幅広い連携が重要であり、そのためには庁内関係部局はもとより、各種団体・企業・大学など、多様な主体との連携・協働が必要不可欠である。
- 「学び」を通じたまちづくり・自分づくりを実現するため、計画への理解を働きかけるとともに、これまで以上に相互の連携を強化し、各自が持つノウハウや情報・課題の共有を図り、効果的な事業の展開を進めていく。

3 課題やニーズに応じた的確な対応

- 社会情勢が急速な展開を続ける中で、教育が対応すべき課題やニーズも刻々と変化している。
- これらを解決するために状況や情報を迅速に把握し、取り組まねばならない対策を判断して、的確な対応に努める。

4 情報の発信

- 事業の実施、ひいては目指す教育の姿の実現のためには、「学び」の主体である市民の理解と協力が不可欠であり、そのためにはわかりやすく丁寧な情報提供が必須となる。
- 今後はさらにホームページ等の充実・活用をはかりながら、積極的な情報の発信に努める。